平成２３年（再イ）第４０１号
福岡市西区姪の浜６丁目１番12―903号
再生債務者　原　健一郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月30日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（再イ）第４１９号
札幌市西区西町南13丁目１番30―210号
再生債務者　松田　　康
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月30日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第２７号
北海道岩見沢市幌向北１条５丁目90番地
再生債務者　對馬　　徹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月30日
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（再イ）第２８号
北海道岩見沢市幌向北１条５丁目90番地
再生債務者　對馬　伸子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月30日
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（再イ）第３０号
北海道苫小牧市光洋町２丁目８番５号
再生債務者　伴　　正美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月27日
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（再イ）第６８号
栃木県宇都宮市下岡本町1994番地２　コーポうえだＢ―102号
再生債務者　荒木トミ子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月27日
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２３年（再イ）第５号
三重県北牟婁郡紀北町海山区小浦190番地
再生債務者　植村　　知
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月30日　　津地方裁判所熊野支部

平成２３年（再イ）第５４号
岡山市中区国府市場268番地５
再生債務者　関口　賢次
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月30日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第２６号
函館市山の手３丁目47番５号
再生債務者　高島　教生
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月30日　　函館地方裁判所

平成２３年（再イ）第２３号
岩手県岩手郡滝沢村大沢字箸木平113番地13
再生債務者　小野寺春市
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月30日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（再イ）第２２０号
横浜市金沢区富岡東５丁目９番１号　大富マンション102
再生債務者　弓井　利博
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月30日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第２９０号
横浜市神奈川区青木町６―１レオパレスＦｌａｔ横浜青木町1107、住民票上の住所横浜市中区打越27番地２レオパレス横浜山手105号室
再生債務者　長谷川知彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月30日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第２９５号
神奈川県藤沢市鵠沼花沢町２番８―303号
再生債務者　川那辺　武
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月30日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第３０号
富山市本郷町119番地３
再生債務者　佐次田　学
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月30日　　富山地方裁判所

平成２３年（再イ）第３１号
富山市本郷町119番地３
再生債務者　佐次田千春
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月30日　　富山地方裁判所

平成２３年（再イ）第５１号
岐阜県瑞穂市美江寺515番地11
再生債務者　伊藤　陽康
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月30日　　岐阜地方裁判所

個人型年金規約の一部を変更する規約

平成 24 年２月 10 日　　国民年金基金連合会　理事長　松本　省藏

個人型年金規約の一部を次のように改正する。

附則第３条の次に次の３条を加える。

（東日本大震災復興特別区域法に基づく復興特別区域の被災者に関する脱退一時金の支給に係る特例措置）

第３条の２　第132条の規定にかかわらず、連合会は、平成23年３月11日において復興推進計画（東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第４条第１項に規定する特定地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)が同法第34条の規定により内閣総理大臣の認定を受けた同法第４条第１項に規定する復興推進計画をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有していた者のうち次の各号のいずれにも該当するものについて、運用指図者にあっては裁定業務を行う運営管理機関の、運用指図者以外の者にあっては特定運営管理機関の裁定に基づいて、脱退一時金を支給する。